# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	寄付金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

多賀町は、寄付金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

多賀町長

#### 公表日

令和7年10月1日

[令和7年5月 様式2]

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	寄付金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務					
②事務の概要	地方税法第7条の規定に基づき、寄付金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)を希望する者(以下、「申請者と言う。」)が郵送またはオンラインで提出する特例申請書を収受・保管し、申請者の居住する市区町村にその情報を通知する。					
③システムの名称	ふるさと納税do、自治体マイページ					
2. 特定個人情報ファイル名						
ふるさと納税ワンストップ特例印	申請者管理ファイル(ふるさと納税doシステム上に構築)					
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 16項 地方税法第7条					
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携						
①実施の有無	<選択肢>         1)実施する         2)実施しない         3)未定					
②法令上の根拠						
5. 評価実施機関における	担当部署					
①部署	総務課					
②所属長の役職名	課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・	打正•利用停止請求					
請求先	多賀町総務課 滋賀県犬上郡多賀町多賀324番地 0749-48-8111					
8. 特定個人情報ファイルの	り取扱いに関する問合せ					
連絡先	多賀町総務課 滋賀県犬上郡多賀町多賀324番地 0749-48-8111					
9. 規則第9条第2項の適用	目 [ ]適用した					
適用した理由						

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1,000人以上1万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	17年4月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満 ]		<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満		
いつ時点の計数か		令和7年4月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

## Ⅲ しきい値判断結果

#### しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類					
	項目評価書 ] 施機関については、それぞれ重点	項目評価書又は	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及で 3) 基礎項目評価書及で 全項目評価書において、リス	<b>ぶ全項目評価書</b>	
されている。					
2. 特定個人情報の入手(†	<b>青報提供ネットワークシステム</b>	を通じた入手を	除く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[  十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[  十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		I	]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[  十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネットワークシ	ステムを通じた提	供を除く。) [	]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	[ 0 ]	接続しない(入手) [ C	) ]接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		

7. 特	7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か		く選択肢>[ 十分である ]1) 特に力を入れている2) 十分である3) 課題が残されている				
8. 人	手を介在させる作業	[ ]人手を介在させる作業はない				
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か		<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
	判断の根拠	申請者からマイナンバーの提供を受けた場合は、保管場所を限定しており、また取扱い可能な者を限定している。				
9. 監	査					
実施の	D有無	[〇] 自己点検 [〇] 内部監査 [ ] 外部監査				
10. 1	<b>従業者に対する教育・</b>	·····································				
従業者	<b>皆に対する教育・啓発</b>	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない				
11. 1	<b>最も優先度が高いと考</b>	iられる対策 [ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する				
最も優る対策	憂先度が高いと考えられ :	[9) 従業者に対する教育・啓発    (選択肢>   目的外の入手が行われるリスクへの対策   目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策   3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策   4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策   5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)   6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策   7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策   8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策   9) 従業者に対する教育・啓発				
当該対	対策は十分か【再掲】	く選択肢>[ 十分である ]1) 特に力を入れている2) 十分である3) 課題が残されている				
	判断の根拠	マイナンバーを取扱う場面は限られており、また複数人でのチェック体制を敷いているが、人事異動に作い担当者が変更となったことから、今年度は特に重点的に取り組む必要があると考えている。				

#### 変更箇所

変更日 項目		項目 変更前の記載 変更		提出時期	提出時期に係る説明	
令和7年10月1日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業		申請者からマイナンバーの提供を受けた場合は、保管場所を限定しており、また取扱い可能な者を限定している。	事後	再実施に伴う見直しによるもの	
令和7年10月1日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考え られる対策		マイナンハーで取扱フ海回は限りれてのか、また 複数人でのチェック体制を敷いているが、人事 異動に伴い担当者が変更となったことから、今 年度は特に重点的に取り組む必要があると考 えている	事後	再実施に伴う見直しによるの	